なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」の適用を受ける場合もこれとほぼ同額の俸給月額及び諸手当が支給される。

また、特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和57年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者

⑵　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び総合論文試験

⑵　試験の実施日　平成24年９月30日（日）

⑶　試験地　東京都及び大阪市　（注）試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成24年10月17日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局における掲示又は人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　政策課題討議試験、企画提案試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）。なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成24年11月６日（火）から11月20日（火）の間で指定する連続した２日間

⑶　試験地　東京都

8　最終合格者発表　平成24年12月14日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、志望動機及び自己ＰＲを所定の様式に記入し、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に提出すること。なお、受験の申込みの受理後における第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

③　申込受付期間　平成24年８月14日（火）から８月15日（水）まで。なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年８月15日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）なお、受験の申込みの受理後における第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

②　申込受付期間　平成24年８月14日（火）９時から８月21日（火）まで。なお、申込みは平成24年８月21日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

## 公　告

### 聖マリア病院ヘリポートの施設変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 24 年７月 17 日

大阪航空局長　花角　英世

1　事案の内容　平成24年国土交通省告示第785号に係る聖マリア病院ヘリポートの施設変更について

2　日時　平成24年８月13日14時30分

3　場所　久留米市金丸校区コミュニティセンター（大ホール）　福岡県久留米市原古賀町28番２号

4　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成24年７月30日17時までに必着するよう、郵便番号540―8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日14時から久留米市金丸校区コミュニティセンター（大ホール）で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。